

訪問介護重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1 ホームヘルプセンター白鶴ホームの概要

(1) 事業の目的

社会福祉法人清澄会（以下「法人」という。）が開設する指定訪問介護事業所「ホームヘルプセンター白鶴ホーム」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 提供できるサービスの種類

訪問介護サービス及び付随サービス

(4) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	ホームヘルプセンター白鶴ホーム
所在地	さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号
電話番号	048-758-0034
FAX番号	048-758-0057
介護保険指定番号	1170700148
サービス提供地域	岩槻区

(5) 職員体制

従業者の職種	常 勤	非常勤	計	業務内容	勤務体制
管 理 者	名	名	名	サービス管理全般	8:30～18:00
サービス提供責任者	名	名	名	連絡調整・日常介護業務	8:30～18:00
訪 問 介 護 員	名	名	名	日常介護業務	直行直帰

(6) 営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（祝日も可） （ただし、12月31日から1月3日までを除く。）
営 業 時 間	午前8：30～午後6：00
サービス提供時間	午前7：00～午後7：00

2 サービス内容

訪問介護計画に沿って、必要な介護を行います。

- (1) 身体介護・・・利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。

（排泄介助・食事介助・清拭・入浴介助・体位変換・服薬介助・通院、外出介助等）

- (2) 生活援助・・・家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。

（調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受け取り・衣類の整理等）

3 料金

- (1) 【別紙】をご覧ください。

- (2) 支払方法

当月の料金の請求書を翌月15日までに送付しますので、20日までに郵便口座自動引き落としの方法でお支払いください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、又は要支援と認定された場合・・・非該当又は要支援となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院、又は病気等により3か月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、

又は利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

5 事故発生時の対応

事故発生時の際は、迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者に連絡を取ります。

また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。なお、サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

6 緊急時の対応

利用者の容態に変化があった等、緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置をとるほか、別紙に定める緊急連絡先に連絡します。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	サービス提供責任者 長峯 則子
-------------	-----------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針の整備をします。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる従業者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 苦情受付及び個人情報相談窓口

1 社会福祉法人 清 澄 会

受付担当者 事 務 長 清 水 澄 夫
サービス提供責任者 長 峯 則 子

解決責任者 施 設 長 関 根 健 一
副 施 設 長 清 水 文 子

第三者委員 評 議 員 加 藤 史 子
評 議 員 宇佐美 サチ子
(白鶴ホーム正面玄関に第三者委員専用苦情相談受付箱設置)

電 話 0 4 8 - 7 5 8 - 0 0 3 4
受 付 時 間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0

2 さいたま市岩槻区役所 高齢介護課

電 話 : 0 4 8 - 7 9 0 - 0 1 6 9

3 さいたま市役所 介護保険課

電 話 : 0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 4

4 埼玉県国民健康保険団体連合会

電 話 : 0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8

9 その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- ② 継続研修 年 1 回以上

(2) 職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

(3) 職員であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(4) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努めます。

(5) 正当な理由なく、訪問介護サービスの提供を拒まないものとします。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとします。

- (6) 要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行います。
- (7) 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して訪問介護サービスを提供します。
- (8) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管します。
- (9) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (10) 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。
- (11) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成します。また研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

10 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

訪問介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

(事業者) 住 所 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

事業者名 社会福祉法人 清 澄 会
ホームヘルプセンター白鶴ホーム

説 明 者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ⑩

(代理人) 住 所

氏 名 ⑩

【別紙】

○ 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当	長峯則子・都築芳子	電 話	0 4 8 - 7 5 8 - 0 0 3 4
-----	-----------	-----	-------------------------

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

○ サービス内容

利 用 日	時 間 帯	内 容

○ 利用料

(1) 利用料金

※ 1割負担の方

	2 0 分 未 満	2 0 分 以 上 3 0 分 未 満	3 0 分 以 上 1 時 間 未 満	1 時 間 以 上 1 時 間 半 未 満	3 0 分 増 す ご と に
身 体 介 護	181円	270円	428円	627円	91円

	2 0 分 以 上 4 5 分 未 満	4 5 分 以 上
生 活 援 助	198円	244円

※ 2割負担の方

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	30分増す ごとに
身体介護	361円	540円	856円	1,253円	182円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	396円	487円

※ 3割負担の方

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	30分増す ごとに
身体介護	541円	809円	1,283円	1,880円	272円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	594円	730円

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※ 早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の時間帯にサービスを行う場合、所定単位数の25%加算されます。

※ 料金は、介護保険請求の端数処理の都合により、上記計算額と異なる場合があります。

※ 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話の費用は利用者のご負担になります。

(2) 加算料金

		自己負担額 (1割負担の方)	自己負担額 (2割負担の方)	自己負担額 (3割負担の方)
	初回加算	221円/月	442円/月	663円/月
	緊急時訪問介護加算	111円/回	221円/回	332円/回
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	※ 説明参照		

※ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)

【介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（22.4%）】（1単位未満四捨五入）×1単位の単価（11.05円）となります。

利用者負担額（1割）は、【上記額－（上記額×0.9）】（1円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（2割）は、【上記額－（上記額×0.8）】（1円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（3割）は、【上記額－（上記額×0.7）】（1円未満切り捨て）となります。

(3) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の訪問時にご連絡をいただいた場合	介護報酬の10%
----------------------	----------

(4) 通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- ① 通常の事業の実施地域から、片道2キロ以上5キロ未満250円
- ② 通常の事業の実施地域から、片道5キロ以上10キロ未満500円
- ③ 通常の事業の実施地域から、片道10キロ以上は1キロにつき100円加算
- ④ 駐車場料金は、実費を徴収いたします。

(5) 支払い方法

当月の料金の請求書を翌月 15 日までに送付しますので、20 日までに郵便口座自動引き落としの方法でお支払いください。

(6) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

※ 料金についてご不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。